

かながわ選挙カレッジ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県明るい選挙推進協議会（以下「県明推協」という。）及び神奈川県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）が行う、体験実習事業である「かながわ選挙カレッジ」の実施に関して必要な事項を定める。

(かながわ選挙カレッジの目的)

第2条 かながわ選挙カレッジは、教育の一環として、体験実習等のプログラムを設ける教育機関及びこれらに類似するもの（以下「教育機関等」という。）に在籍する学生等に県明推協及び県選管が実施する各種事業（以下「実習」という。）へ参加してもらうことにより、学生等が政治参加の重要性を認識し、選挙事務及び選挙啓発に対する理解を深めることを目的として実施する。

(年間実習計画)

第3条 県明推協及び県選管は、年間の実習計画を策定し、広く周知するとともに教育機関等に提示する。

(実習生の受入れ手続等)

第4条 実習を希望する学生等は、神奈川県電子申請システムから申込みを行う。

2 県明推協及び県選管は、前項の申込みがあったときは、申込み内容を確認の上、受入れの可否を決定し、申込者及び必要に応じ申込者が在籍する教育機関等に通知する。

3 前項の通知をもって、実習に参加する学生等（以下「実習生」という。）に任命したものとす。

4 県明推協及び県選管は、第2項の通知とは別に、別記様式1により実習生に任命書を別途交付する。

5 実習生が行う実習の時間は、県選管職員の通常の勤務時間（午前8時30分から午後5時15分まで）とし、これを超えて実習を行う場合は、事前に実習生と十分実習内容を協議し、別記様式2により実習生の承諾を得て実施する。

(旅費の支給)

第5条 神奈川県は、実習生に対し、県職員の例に準じ、一回の参加につき、旅費を支給

することができる。ただし、通学等に使用するため定期券を所有している場合は、当該区間について旅費支給の対象外とする。

(ボランティア保険の加入)

第6条 実習生は、ボランティア保険に加入しなければならない。なお、加入手続は県選管が一括して行い、費用は神奈川県が全額負担する。

(実習に専念する義務)

第7条 実習生は、実習時間中は県選管職員の指示に従い、実習に専念しなければならない。

(特定の政党・候補者等に対する政治的行為及び信用失墜行為の禁止)

第8条 実習生は、実習期間中、特定の政党・候補者等を支援したり、反対する行為並びに県明推協及び県選管の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第9条 実習生は、実習期間中、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 実習生は、実習の成果の内容や内容に関する論文その他著作物を公表しようとするときは、前項に抵触しないことについて、あらかじめ県明推協及び県選管の確認を得る。

(誓約)

第10条 実習生は、第4条第1項の申込みをもって、前3条の規定について遵守することを誓約したものとする。

(実習の中止)

第11条 県明推協及び県選管は、実習生が第7条から第9条までの規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、県明推協及び県選管は、実習生及び必要に応じ実習生が在籍する教育機関等にその旨通知するものとする。

(結果報告)

第12条 実習生は、実習終了後、結果報告書を県明推協及び県選管に提出するものとする。

(修了証の交付)

第13条 県明推協及び県選管は、別途定める所定の課程を修了し、かつ全実習回数の2分の1以上参加した者に別記様式3により修了証を交付する。

(実習の証明)

第14条 県明推協及び県選管は、教育機関等から実習生の単位認定のために実習内容等について証明を求められたときはこれを行う。

(その他別に定める事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、かながわ選挙カレッジに関して必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月14日から施行する。

任 命 書

様

.....

かながわ選挙カレッジ（第〇期）実習
生に任命します

（元号）〇年〇月〇日

神奈川県明るい選挙推進協議会

会長 ○ ○ ○ ○

神奈川県選挙管理委員会

委員長 ○ ○ ○ ○

修了証

〇〇 〇〇 様

あなたは (元号) 〇年度かながわ選挙カ
レッジにおいてすべての課程を修了
しましたので本証を授与します

(元号) 〇年〇月〇日

神奈川県明るい選挙推進協議会

会長 〇 〇 〇 〇

神奈川県選挙管理委員会

委員長 〇 〇 〇 〇